



条例の策定に合計5,280万円!!・成果への市民評価は!?

自治基本条例の策定委員名簿一覧（敬称略・川口市のHPより抜粋）

川口市議の委員

立石 泰広（委員長・自民）・光田 直之（民主）・木岡 崇（共産）・池田 嘉明（自民）・岩澤 勝徳（自民）
松本 英彦（自民）・豊田 満（自民）・大関 修克（公明）・阿部 ひろ子（公明）・金子 信男（共産）

学識経験者・諸団体代表の委員

金井 利之（副委員長・東大大学院教授）・平 修久（副委員長・聖学院大教授）・佐藤 徹（副委員長・高崎経済大准教授）
三宅 雄彦（副委員長・埼玉大准教授）・石井 良一（副委員長・滋賀大特任教授）・團野 純子（川口商工会議所）
佐々木 秀夫（川口鋳物工業協同組合）・増田 征則（川口機械工業協同組合）・砂沢 学賦（川口青年会議所）
椎橋 美孝（川口農業青年会議所）・中村 純司（連合埼玉・川口地域協議会）・永瀬 恒夫（朝日地区連合町会長）
小川 裕子（日本ガーディアン・エンジェルス）・北原 伸泰（川口市民生委員・児童委員協議会）
湯本 孝子（ファミリーサポートセンター・サポーター）

公募市民の委員

青山 恵子・浅羽 理恵・庵地 眞見・碓 康雄・石井 邦夫・伊田 清・伊田 昭三・大崎 行雄・落合 祥二・神尾 裕子
河合 恭平・小島 勉・佐藤 一毅・篠田 直毅・鈴木 忠寛・高橋 清・堀和 光二郎・長谷川 勇太・林 美恵子
堀 啓映子・宮原美佐子・森 雄児・山田 幸子・吉澤 康博・吉田 順子※青山・長谷川・宮原の3氏は諸事情のため退任

■ 自治基本条例策定委員会の検討状況

昨年7月から川口市では地方自治体の憲法とも言われている自治基本条例の策定が以下のとおり検討され、来年3月議会での審議・可決が目標になっています。

H20年12月10日現在の検討状況

- 自治基本条例策定委員会(全体会):5回
- 運営調整部会:12回
- 各検討部会:それぞれ26回から28回
- 編集委員会:15回(審議終了しました)
- 広報・P1チーム:17回
- 起草委員会:11回

今年9月以降には市民フォーラム・市民との対話集会の開催、パブリックコメントの実施(2回)などもあり、条例策定へ向けての取組みが着々と進められています。

■ 多額な予算と膨大な時間

市は今回の条例策定に関して、H19~20年度の予算として合計5,280万円(事業費3,055万円+人件費2,225万円)を計上し、委員会の運営等については民間企業のコンサルタントに委託しています。

- 委託先:(株)野村総合研究所
- 委託料:合計2,394万円(上記の事業費に含む)
- 委託内容
勉強会の開催、学識経験者の派遣、他市の事例調査・研究、条例策定後の行政運営のあり方、委員会及び部会等の会議支援

■ 委員会での検討は十分?・不十分?

上記のとおり、条例策定に多額な予算と50名(現在は47名)の委員により膨大な検討時間をかけていますが、一部の策定委員と市民から条例素案の議論が不十分であることを指摘する声があります。

また、市民との協働や積極的な情報公開を進める条例を検討しているのにも関わらず、以下の状況になっています。

- 広く市民との協働による条例策定への取組み不足
- 傍聴以外では運営調整部会の審議決定過程が未公表
- 基本的な現状把握・調査研究・検討の実施不足

■ 岡村市長のマニフェスト

自治基本条例の策定は平成17年の市長選挙で岡村市長のマニフェストに掲げられ、以下のとおり川口市の第3次総合計画で取組むべきものとして位置付けられています。

自治のあり方や市民参加・協働などを規定した「自治基本条例」を制定し、より強固な市民自治を確立します。
(平成20年度に達成予定)

当初の『より強固な市民自治の確立』の趣旨に戻り、単に計画通りに進めることを優先するより、市の憲法となる自治基本条例をより良いものにするを大切にすべきです。

■ 編集後記

当紙面の関連資料は、以下のブログ(2008年12月20日付)で公開しております(『ふじたみつぐ』で検索)。

<http://m-fujita.cocolog-nifty.com/>

※ 本人とボランティアによる手配りでお届けしています。

※ ボランティアの方を募集中。ご連絡お待ちしております。

ふじた みつぐ ■ 経歴等 ■

昭和45年6月生まれ・38歳/川口市飯塚在住、飯仲小学校/西中学校/県立蕨高校/埼玉大学教育学部を卒業。事務機器メーカー元社員。川口市の政務調査費に関する問題等への取り組みを通じて急遽、平成19年4月の川口市議会選挙へ立候補。政党・各種団体からの支援を受けず、候補者名を連呼しない選挙カーを自ら運転。選挙活動期間の1週間のみで715票を獲得。残念ながら落選。その後選挙の公費負担の問題に取り組む。

■ 発行・連絡先 ■

フルマークス/〒332-0023 川口市飯塚1-4-32-A202
電話(ファクス共用) 048-437-0924

(目的)第1条 この条例は、市民の役割及び権利、市の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を実現することを目的とする。

(定義)第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者(法人を除く。)をいう。
- (2)市 議会及び市長その他の執行機関をいう。
- (3)自治 市政の主権者である市民が、市民として暮らせる地域社会を築くことをいう。

(市民の役割)第3条 市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。

(市の役割)第4条 市は、自治を実現するために、主権者である市民の信託を受けて、市政を運営しなければならない。

(市民と市の協働)第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。

3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

(市民の市政参加に関する権利)第7条 市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する。

2 市民は、市政の運営に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、市政への関心又は参加の程度にかかわらず、市政の運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。

4 市民は、前3項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

5 市民の市政への参加のために必要な事項は、別に条例で定め。

(市民の互助)第8条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

(地縁による団体及び市民団体による活動)第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

(市民の意思の反映)第11条 市は、市政の運営に市民の意思を反映するよう努めなければならない。

(情報の公開及び提供)第12条 市は、市政の運営に関する説明責任を果たすため、市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない。

(個人情報保護)第13条 市は、その保有する情報の取扱いに当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めなければならない。

(公平かつ誠実な市政の運営)第14条 市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

(議会及び議員の役割・責務)第15条 議会は、市民の意思が市政の運営に反映されるよう、議案を審議し、議決しなければならない。

2 議会及び議員は、市民の意思が市政の運営に反映されるように政策を立案するよう努めなければならない。

3 議会は、市民の意思が市政の運営に反映されているかを調査し、監視しなければならない。

(開かれた議会)第16条 議会は、原則としてすべての会議及び委員会を公開し、これらの結果を、速やかに、かつ、分かりやすく公表しなければならない。

2 議会及び議員は、市民の市政への参加を推進するため、市民の意見を聴取し、その意思の把握に努めるものとする。

(市長の役割・責務)第17条 市長は、自治を実現するため、市民の意思が市政に反映されるよう公平かつ誠実に行政運営に当たらなければならない。

(市長その他の執行機関の役割・責務)第18条 市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

第19条 市長その他の執行機関は、市政における重要な事項に関しては、説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思を把握

するよう努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させなければならない。

2 市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは、これを尊重するとともに、これに誠実に対応しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、前2項の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

(意思決定手続の透明化)

第21条 市長その他の執行機関は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、その意思決定の手続を明確にしなければならない。

(行政組織)第22条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

第23条 市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。

2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った効率的な事務の執行又は政策の立案ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(財政運営等)第25条 市長は、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)第26条 市長その他の執行機関は、市民の意思を反映した効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、定期的かつ客観的に政策等の成果及び達成度を評価しなければならない。

(監査)第27条 市は、監査委員制度のほか、必要に応じ、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を進めるものとする。

2 監査の結果に関する報告は、その結果に至った理由とともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

(公平かつ誠実な行政運営の確保)第28条 市は、第26条第1項及び前条第1項に規定するもののほか、公平かつ誠実な行政運営を確保するために特に必要があると認めるときは、市政オンブズマンその他の行政運営の監視及び改善を図るための制度を設けることができる。

(市民投票)第30条 市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。

2 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

3 市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(最高規範)第32条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用、総合計画等の策定及び運用その他市政の運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならない。

2 議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づき高い倫理観を持って職務を遂行しなければならない。

(運用推進委員会)

第33条 この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、これを市民に公表するとともに、これを尊重し、広く市民の意見を聴いた上で、この条例の改正その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

※条例素案の全文は川口市のHPに掲載されています。